

広島県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市安佐北区安佐町小河内及び山県郡北広島町今吉田地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。